

「科学技術外交の展開に資する国際政策対話の促進」事業公募要領

1 趣旨

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）は、科学技術の国際活動を展開するための基盤の強化の取組の一つとして、民間団体の主導による科学技術外交の展開に資する活動を支援します。このため、国際的に科学技術をリードする産学官関係者及び社会の幅広いステークホルダーの間の国際的なコミュニケーションを促進し、将来に向けての科学技術活動の在り方を議論し、その結果を社会に提言等の形で広く発信する活動として、国際集会等の開催や科学技術外交の展開に資する調査分析活動等のプロジェクトを支援します。

2 対象とする取組

科学技術関係者のみならず政府関係者、大学等研究機関関係者、民間企業等国際的に科学技術をリードする産学官関係者及び社会の幅広いステークホルダーの間の議論を促進する国際集会等の開催や科学技術外交の展開に資する調査分析活動等のプロジェクト

（テーマ例）

- 科学技術イノベーションに関する国際活動が我が国の外交に及ぼす効果及び科学技術協力活動における外交の役割
- パッケージ型インフラの海外展開や研究者国際流動など、科学技術イノベーションの国際展開
- 地球規模問題に対応するため、人文・社会科学と自然科学の枠を超えた分野横断型の国際研究協力の促進
- その他、国際協力活動を通じて科学技術イノベーション実現に資すると考えられるテーマ

3 対象機関

民間企業、財団法人、社団法人、NPO 法人をはじめとする民間団体、その他政府以外の立場で国際集会等を行っている団体

※大学、国立研究開発法人、国立研究機関等はプロジェクト実施機関としては対象外としますが、民間団体の共催機関として参加することは可能とします。

4 募集期間

平成28年9月21日（水）～10月20日（木） 15：00

5 対象件数及び支援額

1件程度。

1件当たり、原則として上限800万円とします。

支援額の決定にあたっては、提案いただいた予算額に対し、審査における評価および公費の有効活用の観点から調整を行う場合があります。

6 実施期間

平成28年度中

7 支援対象経費の費目

- a 人件費（雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担するその法定福利費。）
- b 事業実施費
 - ・外国人等招へい旅費：外国からの研究者等の招へいに係る経費
 - ・国内旅費：国内での出張に係る経費
 - ・外国旅費：外国への出張に係る経費（国内移動含む）
 - ・諸謝金：外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金
 - ・会議開催費：研究運営委員会等の会議開催（会場器機借料、通信費等）に係る経費
 - ・通信運搬費：物品の運搬、データ通信に係る経費
 - ・印刷製本費：国際集会の資料や報告書の印刷、製本に係る経費
 - ・雑役務費：校正等を行うための役務の提供に係る経費
 - ・その他：人件費や海外旅費などの不課税取引等に係る消費税相当額等

注) プロジェクトの実施に直接必要なものに係る経費を対象とし、施設に係る経費には充当しないものとする。

8 提案書類等

- (1) 提案書類は指定様式によるものとし、団体の長が総括責任者として提案を行うこととします。
- (2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて応募してください。
<http://www.e-rad.go.jp>
- (3) 提案に当たっては、プロジェクトが目指す具体的な成果の目標（可能な限り定量的な目標を記述したもの（以下「ミッションステートメント」という。）を作成することとします。詳しくは、指定様式の指示に従ってください。

9 実施プロジェクトの選定

- (1) 外部有識者からなる審査委員会（以下「委員会」という。）において、提出された提案書類による書面審査及び委員会の求めにより必要に応じて実施するヒアリング審査により選定します。
- (2) 選定に当たっては、委員会等の意見を踏まえ、計画の修正を求めることがあります。
- (3) 審査においてヒアリングを実施する場合、提案機関に対しては、ヒアリングの日時、場所等を提案書類に記された事務連絡先等に通知します。
- (4) 審査結果は、2016年11月下旬に、事務連絡先に通知するとともに、ホームページ等に公開します。

10 実施プロジェクトの選定に係る評価項目及び審査基準

選定に係る評価項目及び審査基準は、以下のとおりとします。

- (1) 実施内容・計画の妥当性・効率性
 - ・科学技術外交の戦略的展開に資する国際政策対話を促進する上で重要なテーマであるか。

- ・我が国がリーダーシップを発揮する上で適当であり、国際社会における持続的な協力関係を作り上げられる国際的な重要なテーマであるか（政府間の約束に基づく協力を推進する上で重要であるか等）。
 - ・海外から招へいされた科学技術関係者、政府関係者、大学等研究機関関係者、民間企業等要人が、実施プロジェクト以外においても、我が国に波及効果をもたらすか（我が国要人との会談、他の国際集会への出席等）。
 - ・所要経費とその内訳が、プロジェクトを実施するに当たって妥当であるか。
 - ・実施するプロジェクトが特定の分野に限定されることなく、広く科学技術全般に波及するものであるか。
- (2) 実施体制の妥当性
- ・プロジェクトを実施するために必要な知識、ノウハウを持った機関等が実施するか。又は、それらの機関の協力を得ることができるか。
 - ・総括責任者の権限・責任は明確に位置付けられているか。
 - ・総括責任者は、プロジェクト全体の実施計画を着実に推進し、統一的な成果を取りまとめるための能力及び指導力を有しているか。
- (3) プロジェクト実施の有効性・発展性及び継続性
- ・実施機関は政策対話に有効なプロジェクトの実績を十分有しているか、又は、プロジェクトの実施により、政策対話の促進を実現し、有効なものとする工夫が十分か。
 - ・プロジェクト実施において、その継続的な展開が計画あるいは配慮されているか。
- (4) プロジェクト実施による波及効果
- ・民間団体の主導による科学技術外交の展開として、各国との国際政策対話を促進し、機動的かつ柔軟に政府による科学技術協力を補完し、我が国のプレゼンスを向上させるものであるか。

1.1 プロジェクトの実施

- (1) 選定されたプロジェクトの実施機関は、提案書類の実施計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、提出していただきます。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。
- (2) 実施機関は、提案書類としてミッションステートメントを作成し、提出していただきます。なお、プロジェクトを開始するまでの間、選定時における委員会等の意見を踏まえ、修正を求めることがあります。
- (3) プロジェクト開始後のミッションステートメントの変更は原則として認められませんが、変更等しなければならない事情が生じた場合は、すみやかにご相談ください。
- (4) JSTは、提出された計画書等について所要の調整を行い、プロジェクトの実施機関とJSTとの間で必要な契約を締結し、支援を行います。
- (5) 実施機関は、計画書等に基づきプロジェクトを実施するほか、プロジェクトの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、提出していただきます。
- (6) 実施機関は、プロジェクト終了後、取組の成果及びミッションステートメントの達成状況等について成果報告書を速やかに作成し、JSTに提出していただきます。

【本事業に関する問い合わせ先】

お問い合わせいただく際は、国際科学技術協力基盤整備事業のウェブサイト及び e-Rad のポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）をよくご確認ください。公募要領の提案様式等について変更が生じた場合は、事業ウェブサイトにてお知らせします。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

【事業ウェブサイト】 <http://www.jst.go.jp/inter/kiban/seisakutaiwa/index.html>

【e-Rad ポータルサイト】 <http://www.e-rad.go.jp/>

（問い合わせ先）

| | | |
|--|------------------------------------|---|
| 制度・事業に関する問い合わせおよび応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ | 科学技術振興機構【JST】 国際科学技術部 事業実施担当 | <お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします> 電子メール： seisakutaiwa@jst.go.jp 電話：03-5214-7375 |
| e-Rad の操作方法に関する問い合わせ | e-Rad ヘルプデスク | 0570-066-877（ナビダイヤル） （受付時間帯） 午前 9:00～午後 6:00※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く |

応募にあたっての注意事項

公正な研究を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとり自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構(JST)は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いいたします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口道成

1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。応募の際は、特に以下の点に注意してください。

（i）e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募にあたっては、応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

本事業に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

（ii）e-Rad への応募情報入力

システムへの応募情報入力にあたっては、付録（「e-Rad による応募情報入力の方法」）をご参照ください。

①電子媒体（アップロードする申請書）に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者用マニュアルを参照してください。

②アップロードできる電子媒体は 1 ファイルで最大容量は 10MB です。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施グループへ問い合わせてください。

③電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューからも行えます。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。

④提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、国際科学技術部事業実施担当まで連絡してください。

⑤応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のう

え、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。)
応募書類の差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

(iii) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(iv) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

(v) e-Rad の利用可能時間帯

(月～日) 0 : 0 0 ～ 2 4 : 0 0 (24時間365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

2 公表等

(1) 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。提案内容に関する秘密は厳守します。詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html>

(2) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) 上の採択された研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

採択された個々のプロジェクトに関する情報(事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年12月5日法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページにおいて公開します。

(3) e-Rad からの内閣府への情報提供

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・国立研究開発法人・独立行政法人を含む他の競争的資金制度等(※1)の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※2)を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

※1 他の具体的な対象の競争的資金制度については、下記の内閣府のホームページでご 確

認ください。 <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

※ 2 「府省共通研究開発システム (e-Rad) 」とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス (応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムのことです。「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electric (電子) の頭文字を冠したものです。

3 不合理な重複・過度の集中に対する措置

①不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題 (競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。) に対して、国、独立行政法人 (国立研究開発法人含む) の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の削減 (以下、「採択の決定の取消し等」という。) を行うことがあります。

- ・実質的に同一 (相当程度重なる場合を含む。以下同じ) の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合。
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合。
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合。
- ・その他これに準ずる場合。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業お問い合わせ先 (末尾に記載) に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

②過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ (以下、「研究者等」という。) に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート (研究者の全仕事時間 (※) に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合 (%)) に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業お問い合わせ先 (末尾に記載) に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

③不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等においてこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4 研究費の適正な執行について

本事業では、国の研究開発の効果的・効率的な推進のため、研究費の適正な執行に関し、以下の運用を行っております。プロジェクトの申請及び実施に当たっては、これらの事項について御留意願います。

（管理・監査体制の整備）

（1）研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

（i）公的研究費の管理・監査の体制整備等について

- ・研究機関は、本事業の応募実施等にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究活動の不正行為又は不正使用等(*1)（以下、「不正行為等」という。）を防止する措置を講じることが求められます。具体的には、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定・平成 26 年 2 月 18 日改正）に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- ・ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

- (*1) 研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、又は偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等。

（ii）「体制整備等自己評価チェックリスト」について

- ・研究機関(*2)は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)により定期的に報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(チェックリストの提出がない場合及び内容に不備が認められる場合の研究実施は認められません。)

(*2) 研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

- ・新規採択により本事業を開始する研究機関及び新たに研究(開発)チームに参加する研究機関は原則として、研究開始(委託研究契約締結日)までにチェックリストを府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いて文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室へ提出してください。
- ・他事業の応募等により、前年度以降にチェックリストを提出している場合は、委託研究契約に際して、新たに提出する必要はありませんが、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、改めてその提出が必要となります。
- ・チェックリストの提出に関する周知は、文部科学省のHP及びe-Radに登録された「事務代表者」宛てのメール連絡により、行われる予定です。
- ・チェックリストの提出にあたっては、研究機関においてe-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録を行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします(登録には通常2週間程度を要します)。手続きの詳細は、以下のe-Rad所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

※チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催案内等も文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Radに「事務代表者」のメールアドレスを確実に登録してください。

- ・チェックリストは、文部科学省の案内・HPで最新情報を確認の上、作成ください。また、研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出する必要があります。
「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について(通知)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm
「体制整備等自己評価チェックリスト」に関するよくある質問と回答(FAQ)(平成26年8月改訂版)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1302200.htm
ただし、平成27年9月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

(iii) 公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置

- ・ 公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、または、不正の認定を受けた機関については、公的研究費の管理・監査のガイドラインに則り、改善事項およびその履行期限（1年）を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減（段階に応じ最大15%）、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

(iv) 不正行為等の報告および調査への協力等

- ・ 研究機関に対して不正行為等に係る告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む）があった場合は、不正使用にあつては、告発等の受付から30日以内に、不正行為等（不正使用を除く）にあつては、研究機関があらかじめ定めた期間内（告発等の受付から30日以内を目安）に、それぞれ告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否をJSTに報告ください。
- ・ 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等についてJSTと協議しなければなりません。
- ・ 不正使用に係る告発等を受けた場合は受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書について、又不正行為等（不正使用を除く）に係る告発等を受けた場合は研究機関があらかじめ定めた期間内（本調査の開始後150日以内を目安）に本調査をとりまとめた調査報告者をそれぞれJSTに提出してください。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、JSTに報告する必要がある他、JSTの求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告をJSTへ提出する必要があります。
- ・ また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければなりません。
- ・ 最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項など、詳しくは、「公的研究費の管理・監査のガイドラン」を参照ください。

(研究費の適正な使用等について)

(2) 研究費の不正使用および不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

研究費の不正使用および不正受給（以下、不正使用等という。）が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加(※1)の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されな

ったものの善管注意義務に違反した研究者※2 に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成28年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成27年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

| 研究費等の使用の内容等 | 応募制限期間(補助金等を返還した年度の翌年度から※1) |
|--|-----------------------------|
| 1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの | 1年 |
| 2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの | 5年 |
| 3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの | 2～4年 |
| 4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合 | 10年 |
| 5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合 | 5年 |
| 6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合 | 1～2年 |

※1 不正使用等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の

概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(iv) 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度（※）において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本制度への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成28年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成27年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPをご覧ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin26_seido_ichiran.pdf

(3) 研究活動の不正行為に対する措置

本事業において、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）があった場合、ガイドラインに基づき、以下の措置を行います。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、委託契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、不正行為が認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置を講じます。

また、申請及び参加の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加が制限される場合があります。

| | | |
|-----------------|---------|-------------------|
| 不正行為に係る応募制限の対象者 | 不正行為の程度 | 応募制限期間 (不正認定され |
|-----------------|---------|-------------------|

| | | | た年度の翌年度から※1) | |
|--|---------------------------------------|---|--|------|
| 不正行為に関与した者 | 1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者 | | 10年 | |
| | 2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者 | 当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの) | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 5～7年 |
| | | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 3～5年 |
| | | 上記以外の著者 | | 2～3年 |
| | 3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者 | | | 2～3年 |
| 不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者) | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 2～3年 | |
| | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 1～2年 | |

※1 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

(iii) 他の競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、上記(i)及び(ii)の措置を行ったときは、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。

さらにJSTにおいても、当該事案の概要(研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、

不正の内容、講じられた措置の内容)について、原則公表します。

また、ガイドラインにおいては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360839.htm

(4) 報告及び調査への対応

報告及び JST に対する所要の報告等、および JST による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。

(5) 関係法令など研究を進める上での注意事項

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(i) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

また、研究機材の輸出のみならず、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・

制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】 「経済産業省」の『安全保障貿易管理』ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>

【参考】 「経済産業省」の安全保障貿易管理ハンドブック（2012年 第6版）

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

【参考】 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

【参考】 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri_03.pdf

(ii) 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(iii) 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

(iv) 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を負いません。

(v) 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

(vi) 関係法令等に違反した場合の措置

研究の実施において、関係法令・指針等に違反した場合には、研究の中止や、研究費の返還を求める場合があります。

(7) 支援金の執行について

支援金の執行に当たっては、ご不明な点のある場合はJSTまでお問い合わせ下さい。

【URL】 <http://www.jst.go.jp/>

(8) 年度末までの研究期間の確保について

年度末一杯まで研究を実施することができるよう、以下の対応をすることとします。

(1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JSTにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。

(2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。

(3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。